

いじめ防止等対策の基本方針

清里町立緑町小学校
H28.4.1改訂

全ての子どもは安全に生活し教育を受けることが様々な法律によって保証されているが、「いじめ」は保証されているはずの子どもの権利を侵害していることとなります。いじめ防止対策推進法の施行により「学校は、いじめ防止基本方針又地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」と打ち出しました。学校は、いじめは人権侵害であることを児童に理解させ、望ましい人間関係を確立することを目的としていじめ防止対策を推進します。

1 基本的考え方

- (1) 学校及び教職員は、在籍する児童等の保護者、地域、関係機関と連携し、学校全体でいじめの防止と早期発見・解決に努め、取組に対する適正な評価を行うこと。

2 学校運営のあり方

- (1) 校長のリーダーシップの下に教職員の役割分担や責任を明確に一致協力した実効性のある体制を確立すること。
- (2) 教職員はいじめの問題の重大さを認識し危機意識（安全配慮義務）をもって取り組まなければならないこと。
- (3) 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意し、いじめの発見に努め、学校教育全体を通して心からの信頼関係を構築すべき指導の必要があること。
- (4) 会議や行事の見直し等校務運営の効率化を図り、児童や保護者と接する機会を確保と充実に努めること。

3 いじめる児童への適切な教育的指導又はいじめられる児童への対応

- (1) いじめる児童に対して保護者の協力を求め、教育的指導を徹底して行う。一定期間、他の指導と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することもあり得ること。
- (2) いじめの状況が限度を超えた場合、いじめられる児童の生命を守るためいじめる児童に対して出席停止の措置を講じたり、警察等の協力を求める厳しい対応も必要となること。
- (3) いじめられる児童には、いじめの解決策を進めること。その際保護者と十分に連携を図り、その後の学習に支障が生じないよう対応する必要があること。
- (4) いじめられる児童の立場に立っていじめから守り通すため必要であれば弾力的な対応も行うこと。
- (5) こどもの尊厳を守るため、最悪にも自殺事件が起こった場合は学校は自ら不利なことがあっても隠蔽することなく、真相を究明すること。

4 家庭との連携

- (1) いじめが重大な問題であることを学校と家庭双方で連携・協力し具体的な対処法や根本的解決を図ること。
- (2) PTA 懇談会や保護者面談など開催場所や時間を見直し多くの保護者が参加しやすいよう工夫を行うこと。

5 関係機関との連携

- (1) 町組織や民間の施設との指導面での緊密な連携を図り、教育相談員の配置や校内研修（チェックリスト、ネットトラブル防止等）の充実を図ること。
- (2) いじめの問題に関して実質的な委員会の場を確保し連携を図ること。
- (3) そのために、学校に「いじめ調査対策委員会」（みどり心の委員会）を設置し、教育・福祉に関する知識を有する町の職員と校内委員とで問題解決にあたること。

6 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会(後述)」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、清里町教育委員会と連携を図り、斜里警察署と相談して対処する。

また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは教育支援専門員などの専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。構成員は以下のとおりとする。

< いじめ防止対策委員会 >

<校内構成員>

校長、教頭、担任、教務主任、生徒指導担当教諭、その他関係職員

<校外構成員>

教育支援専門員、教育委員会、関係機関の助言者等

8 関係法令

教育基本法

(教育の機会均等)

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受けいれる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(学校教育)

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

学校教育法

(第4章 小学校)

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

いじめ防止対策推進法

第1章 総則

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(重大事態への対処)

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。

いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。